

## 社会福祉法人内湯療護園 一般事業行動計画

令和2年1月1日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間
2. 内 容：次のとおり

目標：育児休業取得について、下記内容を達成する。

- ① 女性職員の育児休業取得率 100%を維持する
- ② 男性職員の育児休業若しくは子の看護休暇（1歳以上）取得を実施する

### 対 策

①令和2年4月～	育児休業に関する現状やニーズ調査を実施し、対応策を検討する
②令和2年5月～	育児休業からの復帰者対策を検討する
③令和2年6月～	育児休業所得促進対策案を計画し、各事業所管理職等に周知する
④令和2年7月～	職員会議や施設内掲示板等により、職員への周知を図る
⑤令和2年7月～	特にこれまで取得が少なかった男性職員の取得促進について周知していく